



支部自慢コーナー

⑥ 小高町

毎号の表紙は、各支部の自慢の風景・祭り・ながめ等を載せて紹介します。

国指定史跡

薬師堂石仏

附阿弥陀堂石仏

藤原時代の石仏と見られます。

この時代のものとしては東北唯一の半肉彫りの磨崖仏群で、大分県の臼杵、栃木県の大谷磨崖仏とともに、日本三代磨崖仏といわれています。

2メートルを越す釈迦如来座像を中心に、座像立像、線彫りなど8体がぎざまれている像は損傷しているが、光背などに彩色が残っている。

この石仏の東側約60メートルには阿弥陀堂石仏があるが、座像がくずれ、わずかにおもかげを残しています。

「税を知る週間」

もろもろの行事実施される

11月11日(火)から17日(月)までの一週間にわたり、恒例の「税を知る週間」の行事が実施されました。

これは、国民の皆さんに「税」を理解していただくよう毎年実施されているもので、税務署を中心として地方公共団体や法人会及び納税貯蓄組合等関係団体の協賛で行われました。

優良申告法人表敬式

法人会関係の行事は、11日(火)に相馬シティプラザにおいて優良申告法人の表敬式が行われたほか、様々な行事が開催されました。

本年、優良申告法人として表敬された次の3法人の代表者は、森税務署長から一人ひとり表敬状を受け取り、感慨を新たにすると共に今後適正申告と期限内納付を誓っていました。

▲本年優良申告法人として

表敬された法人

- ☆松下建設株式会社 (相馬市)
- ☆合資会社タカノ楽器 (原町市)
- ☆株式会社諸井緑樹園 (原町市)

青年部会・女性部会と相馬税務署の座談会

また、優良申告法人表敬式に先立って、相馬法人会青年部会及び女性部会と相馬税務署の座談会も

開催されました。

座談会では、税金に関連する様々な質問が飛び出しましたが、税務署側からの明快な解説に、参加者一同ますます税の知識を吸収し、理解を深めることができました。

また、今年「税を知る週間」の期間中、税務関係団体協議会(法人会も会員である)の協力によるアドバルーンが、税務署の屋上に揚げられ、ひとときわ通行人の目を引いていました。

税務署からのお知らせ

○年末調整の実施について

本年も師走に入り、給与所得者にとっては確定申告とも言える年末調整の時期となりました。各会社とも年末調整を忘れずに行ってください。

年末調整の関係用紙は、各市町



▲青年部会と女性部会、相馬税務署の懇談会

優良申告法人表敬式贈呈式▼



○消費税等の期限内納付について

どんな税金でも滞納はいけないことですが、特に消費税や源泉所得税は預かった税金です。たとえどういう理由であれ流用はいけません。

村の税務課又は税務署に保管しております。
「早急に受け取ってください。」

優良申告法人表敬状贈呈式
相馬優良法人懇和会通常総会



▶表敬状贈呈式

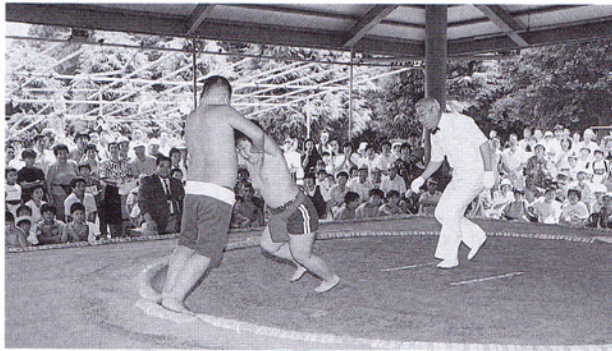
三百十七名が大熱戦 チビツ子相撲大会大盛況

青年部会長 只野 裕一

昨年より、全国の単位法人会で地域のお役に立ってみようではないか。と、いう事で地域社会貢献活動が始まった。

相双地区は南北に100キロを超える長い距離を有し、この地域全体の人に共通の目的を見つける

のにひと苦労をした。そこで出てきたのが大相撲で人気急上昇中の栃東であった。相撲は郷土のつて最も心がひとつになる競技で、しかも国技と呼ぶ唯一のものである。この郷土の自慢で誇りである栃東関を招いてチビツ子相撲大会をやれば、郷土愛に加えて青少年

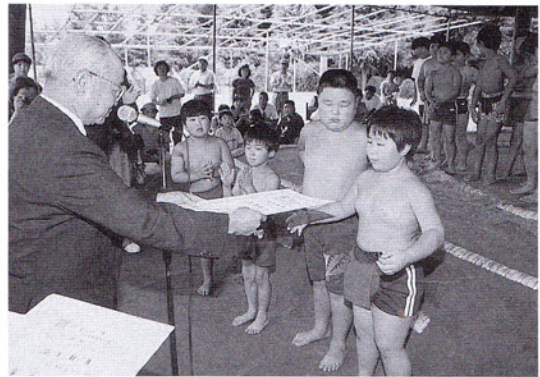


▲熱戦の相撲競技

▶あこがれの栃東関と……



◀表彰式



の健全育成にも役立ち、最も地域の皆様に受け入れられる事業ではないかと思った。

運営面では福島県相撲連盟の全面的なご協力を頂き、相双地区の全小学生に募集をしたところ、全校を足で廻ったのと、栃東関が効果をし317名の思わぬ大量申し込みがあった。

8月20日、天気は上々。原町市体育館の開会式には、チビツ子選手の手付き添いも含めて1000名を超え熱気ムンムン。学年毎の6試合会場は、これが小学生かと信じられぬ体のいいのがチラホラで、

◀会場風景



目指せ栃東の様相。

熱戦が繰り広げられる間、外では玉ノ井チャンコ鍋が2000食用意され、チビツ子の舌つづみを待つばかり。試合が終わって表彰式、玉ノ井親方と栃東を囲んでの記念撮影。チビツ子にとっては一生忘れない思い出になった事であろう。

多くの皆様のご協力で大成功。感謝申し上げます。

(社)福島県法人会連合会青年部会連絡協議会

第五回会員研修会「相双大会」

一八〇名が参加して開催

去る10月3日「第5回会員研修会」が相馬市の総合福祉センターに於いて開催された。

これは毎年、県連の青年部連絡協議会が主催で、各単位会が持ちまわりで開催しているもので、本年は我が青年部の只野裕一部会長

が県青連協会長としてこの研修会が開催された。

▲第1部 式典



まず、坂本相双副部会長の開会の辞のあと、只野県連会長が主催者として挨拶をし、半谷実行委員長が歓迎の挨拶を行った。続いて多数のご来賓の中、代表で仙台国税局課税第二部岸野悦朗次長、相馬市今野繁市長、(社)福島県法人会連合会田中善六会長からご祝辞をいただき、参加総数180名の紹介が行われ、最後に青連協として「混迷の時代、受けとめよう世界の風、はばたこう地域の夢、今、力を合わせて10」をスローガンに

が県青連協会長としてこの研修会が開催された。

▲記念講演会
政治評論家
済の現状



▲第2部 講演

地域発展に貢献することを宣言し、式典を閉じた。

第2部として記念講演が開かれ、講師に政治評論家の俵孝太郎氏を招き「政治・経済の現状と展望」と題し、予定時間を30分程上回る約2時間に亘り白熱した講演が展開された。内容は、日本国に於いては世界先進国と比較し、税負担率の低さについては恵まれているとし、他国の税負担率を具体的に示し、日本国民が納税に対する報いの期待度が過剰であると指摘した。その他、福祉面にも触れながら、多岐に亘り「納税義務」の意義深さを訴えていた。真に、法人会の基本指針どおりの講演であった。

第3部は、前の記念講演が後にずれ込みながら、午後4時15分から厚生年金松川浦荘で懇親会が開かれた。浜どおりならではの浜焼きコーナーを設け、魚介類を中心とした料理で、JAZZを聴きながら、相馬の地で食欲の秋を満喫してもらった。

翌日には、エクスカージョンでクルーザーを手配し、松川浦並びに外海を遊覧し、乗船した参加者は、あいにくのうねりで一喜一憂

▲第3部 懇親会



であったとのこと。一方、天明グリーンヒルC・Cでは、支部対抗のゴルフコンペが開かれ、参加者こそ少なかったが、和気あいあい、スコアメイクに勤しんでいた。

因みに、団体優勝は本来開催地がもらうべきところ、前日の飲み疲れか二本松支部にさらわれてしまった。個人の成績については左記のとおり。

- 優勝 国分 成浩(二本松)
- 準優勝 藤田 光夫(白河)
- 3位 桜井 道義(相馬)

尚、本会はじめ関係各位のご協力のもと無事終了できましたこと、感謝申し上げます。

私たちの生活と税金

馬支 相支部

視察研修と
新地支部との
合同ゴルフコンペ

支部だより



去る10月16・17日の2日間相馬支部の視察研修が開催された。視察先は、東京証券取引所、恵比寿ガーデンプレース、大相撲秋場所観戦等で、東京証券取引所では最近の株価の下落で分るようによるで活気がなく、日本経済の縮図のようであった。大相撲観戦では、地元縁の深い関脇栃東に参加者

は、身を乗り出して声援を送っていた。因みに栃東は白星だった。又、11月20日には、相馬・新地両支部の合同ゴルフコンペが天明グリーンヒルCCで開かれた。結果は次のとおり。

○優勝	佐久間幸治氏	37・43
○準優勝	佐藤 征利氏	40・45
○3位	八巻 正隆氏	42・42

青年部

青年部会浪江、富岡支部の秋の勉強会

浪江 原田 雄一

今年の秋の勉強会は、『税を知る週間』の最後の日、11月17日富岡町のホテルサンライズとみおかで、相馬税務署から早川法人課税第一部門統括官をお迎えして開催されました。親会からも熊川浪江支部長、坂本富岡前支部長が出席され、雨にもかかわらず20名近い会員が集まりました。

最初に(1)「相続税、贈与税について」、(2)「福利厚生費と接待交際費について」の演題で早川統括官よりお話を頂きました。豊富な話題で楽しく税の勉強ができました。

懇親会に入り、馬場酒造本店の協力で利き酒大会を行いました。今回は利き酒の仕方から教えて頂きましたが全問正解の方は?…でした。

青年部の大きな柱は、やはり勉強だと思えます。これからもあらゆる機会を逃さず税と向き合って活動していきたいと思えます。お手伝いを頂きました大同生命さんにもこの場をお借りしてお礼申し上げます。

新しい法令・通達の解説

男女雇用機会均等法等の改正に伴う
事業主が講ずべき措置の指針を明示

■一部規定の施行期日の決定

男女雇用機会均等法等の改正（平成9・6・18法律第九二号）が行なわれましたが、そのうち、施行期日が未定であった事項（「女子労働者」を「女性労働者」と改める規定など）の施行期日が、本年10月1日から決まりました。

■関係政省令等の準備など

また、労働省組織令の一部改正など関係政令の整備等に関する政令（政令第二九三号）、労働基準法施行規則の一部改正など関係省令の整備等に関する省令（労働省令第三二号）、関係告示の改正（労働省告示第一〇四号）なども公布され、10月1日からの施行となっています。

■母性健康管理に係る措置の指針の明示

さらに、「妊娠中及び出産後の

女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようになるために事業主が講ずべき措置に関する指針」を定

めた、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女性労働者の福祉の増進に関する法律第二十七条第二項の規定に基づき、事業主が講ずべき措置に関する指針を定める件」（労働省告示第一〇五号）が示されました。

この告示では、妊娠中の女性労働者について、(1)時差通勤、勤務時間の短縮、(2)休憩時間の延長、休憩回数増加、(3)作業の制限、勤務時間の短縮や休業等、(4)母性健康管理指導事項連絡カードの利用、(5)プライバシーの保護など、必要な措置を講じなければならぬ点などを明示しています。98年4月1日から適用されます。

●障害者雇用率、98年7月から一・八%に引上げ

「障害者の雇用の促進等に関する法律」（平成9・4・9法律第三二号）が改正され、「障害者雇用率は精神薄弱者である労働者も算定基礎に加えて設定する」とされたことに伴い、企業などに義務づけられている障害者の法定雇用率が引き上げられることになりました。

民間企業の法定雇用率は一・八%（現行一・六%）、国や地方公共団体、特殊法人の場合は二・一%（同二・〇%）に引き上げられ、98年7月1日から施行されます。

（平成9・9・5政令第二七号）

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部を改正する政令

●七桁化に伴う郵便番号の記載方法を指定

98年2月2日から、郵便番号がこれまでの五桁から七桁に変わりますが、封筒や葉書（私製の場合も含む）、宛名ラベルなどの郵便番号の記載位置や方法が明示されました。

（平成9・9・8郵政省告示第四六五号）郵便法等の規定に基づき郵便局番号を記載する方法を定め

●合併手続きの簡素化は10月1日から施行

企業の合併手続きの簡素化を定めた「商法等の一部を改正する法律」（平成9・6・6法律第七一号）の施行期日が本年10月1日から決まりました。

また、同法の施行に伴って、「企業再建整備法施行令」「弁護士会登記令」など関係政令の整備も行なわれています。

（平成9・9・19政令第二八七号）商法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令、ほか

●適格退職年金契約の要件を整備

退職年金に関する信託契約に係る信託財産の運用について、投資顧問業者との投資一任契約が締結されている場合における適格退職年金契約の承認手続き等については、投資顧問会社により作成された、当該投資一任契約の要件を満たしていることを証明する書類を申請書に添付することとされました。10月1日からの施行です。

（平成9・9・19政令第二八六号）法人税法施行令の一部を改正する政令

△法人会の保障制度のご採用を▽
ごあいさつ



大同生命保険相互会社
原町営業所

所長 鹿 俣 正 晴

本年3月原町営業所に赴任してまいりまして以来、各地の支部総会に出席させていただいておりませんが、会員の皆様には法人会の各種福利厚生制度の推進につきましてご支援を賜わり厚く御礼申し上げます。

昭和46年に発足しました「経営者大型保障制度」も26年目となりますがこの間、10年更新型、長期標準型、通増型、通減型の4タイプとなり企業で抱える様々なニーズにお応えできるものと確信しております。

又、この制度から発生する事務委託費が県連、単位会の財源の一助となっているところから、現在

加入率アップ運動を展開中です。是非法人会の保障制度採用のご検討をお願い致しますと共に、社会貢献活動等いろいろな会活動が予定される中、会員企業の皆様の更なる発展を祈念致しましてご挨拶とさせていただきます。



意外！入院・治療費より諸雑費の負担が重い

入院・治療費以外の
諸雑費が大きかった

52.8%

入院中やその後の通院治療、自宅療養で負担に
思ったこと（重複回答）

本人や家族の
休職、退職などにより
収入が減少した

37.1%

家族の看護負担が
大きかった

45.1%

入院・治療にかかる
自己負担が大きかった

44.3%

お問い合わせ先



〒976 郡山市長者1-7-20 郡山東京海上ビル3階
TEL 0249 (38) 7511 FAX 0249 (38) 7460

〈がん〉の自己負担と聞いてすぐに思い浮かぶのは、手術や薬などの治療費用です。ところが実際には、入院・治療費以外の諸雑費の負担が一番重く感じています。看病に通うご家族の交通費、お見舞いのお返しや謝礼など、目に見えない細々したことに予想外のお金がかかっているようです。

県指定史跡

小高城跡

— 小高支部 —

鎌倉時代の末、嘉暦元年（1326年）相馬氏の祖重胤が、太田の別所館から小高城内に移り、建武3年（1336年）次子光胤に城を築かせた。以後相馬氏の本拠として、南北朝の争乱に重要な位置を占めてきた。

慶長2年（1957年）義胤が牛越城に移ったが同7年再び小高城にもどり、同16年利胤が中村城に移って小高城は廃城となった。周囲を削り濠や池をめぐらし、頂



▲小高城跡

▼相馬家霊堂



きには土塁が築かれており、城郭としては小規模であるが、原形がよく保存されている。小高城は、別名『紅梅山浮舟城』と呼ばれて親しまれてきた。

町指定史跡

相馬家霊堂

相馬家累代の墓地は、その菩提寺である同慶寺にある。当地方を永く領していた相馬家の往時の姿を残す史料として重要である。

霊堂には相馬家累代の位牌や県指定文化財である遺品が納められ

編集後記

今年もあと10日。消費税と医療費の料率アップによる総需要の激変とその鎮静化も進まない時期に、一握りの人々によって生保・銀行・証券業界の汚物が噴き出され、国の内外が振り回されている。

相馬税務署総務課長さんの話によれば、「この10月、東北の中で相馬署管内の諸税の落ち込みが最も激しく、延滞も増えている。それに気になるのは、大臣様の発言と新聞・TV等の風評によるイメージで、株価が乱高下し、それにどれだけ対応出来るか」と。

大手銀行から億単位で借り入れていた不動産会社が整理。よく見れば消費税を含む諸税が延滞。厚生年金や保険も同じ。こうした企業によくぞ貸し付けているものだ!! 極小企業の僻みか。

福島県もそうなっちゃったが、監査役とは名ばかりで日銀様、大蔵省様、民間企業では公認会

計士の押印は、その權威や高額手当を手にしなから『冒判』で、知らぬ存ぜぬ誰も責任をとる、賠償金を出すすすらない。更に会計検査院は、政府系金融機関の延滞債権と厚生省を頭に税金の無駄遣いを発表した。最終的には税金でカバーし、介護保険料もいただく!! そんな馬鹿な!! 頭を冷やして下さい!!

さて、世の全ての議員様、こうした状況を解決出来ない、自ら新提案も出来ないのだから、その定数を全国一律半分にすれば、係る費用減分で我等の法人税減額分を補えるし、十分な審議も出来ないで私利私欲に走り、市民の付託にも答えられず不労働、不勉強、居眠り議員の完全撤廃が出来た後なら、汗して働く公務員の総数減も可能だ。行革は自ら率先垂範してほしい!! 「昭和35、40年代なら永田町・霞ヶ関はとっくに血の海だ!! 今は静かすぎるよ」とは、その当時、デモ行動隊長を経験した当会理事の実感のある話。

次号からの表紙は、いよいよ双葉コースへ乞う御期待あれ!